

山鹿衛生処理センター解体工事

発注仕様書

令和8年5月

山鹿植木広域行政事務組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
第2節 工事主要目	7
第3節 施工方針	9
第4節 工事範囲	9
第5節 提出図書	14
第6節 検査及び試験	16
第7節 保証事項	18
第8節 関係法令等の遵守	18
第9節 その他	20
第2章 共通仮設工事	23
第1節 準備工、仮設工	23
第3章 直接工事	24
第1節 直接仮設工事	24
第2節 汚染物除染工事	24
第3節 有害物除去工事	28
第4節 機械・電気・配管設備の解体撤去工事	33
第5節 土木・建築物の解体撤去工事	33
第6節 廃棄物及び解体材の分別・処理	36
第4章 付帯業務	37
第1節 環境調査	37
第5章 跡地整備工事	38
第1節 跡地整備工事	38
添付資料（参考）	
・添付資料① 基本計画図	
・添付資料② 事前調査結果	
・添付資料③ 現況施設写真	
・添付資料④ 既存図面集	
・添付資料⑤ 参考数量表	
・添付資料⑥ 予備貯留槽の模式図	
・添付資料⑦ 地質調査報告書	
・添付資料⑧ 金抜き内訳書	

第1章 総則

本仕様書は、山鹿植木広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「山鹿衛生処理センター解体工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

なお、本工事は、性能発注方式（設計・施工を合わせて発注する設計・施工一括発注方式）であるため、図面、金抜き設計書等は参考であり、工事を完成させるために必要とされる事項は、受注者の責任において実施する。なお、設計内容や参考提示数量が増減した場合でも、原則として変更契約は行わないものとする。

※性能発注方式（設計・施工一括発注方式）について

従来の発注方式（図面発注方式）は、発注者が設計と積算を行い、作成した設計図書により工事発注が行われる。また、設計変更があった場合、増減が伴う。

しかし、本工事で採用する性能注方式は、民間企業の有する技術や管理能力などを積極的に活用する発注方式で、設計と施工を併せて契約が行われる。仕様書の性能（安全・工期・公害基準値の遵守など）が担保でき、仕様や現場条件を踏まえた合理的な提案であれば、工法の選定・数量等の設定の大部分が受注者の裁量に委ねられている。また、原則として選択した施工方法や、受注者の裁量の範囲内の現状誤認等による設計変更（発注金額の変更）は行われない。

第1節 計画概要

1. 一般事項

本工事は、昭和55年3月に竣工し、令和7年3月に稼働停止した山鹿衛生処理センター（以下「本施設」という。）を解体撤去し、跡地の埋め戻し、整地等を行うものである。

本工事に際しては、関係法令、規則、諸通達、並びに「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」、「廃棄物処理施設解体等の石綿飛散防止対策マニュアル」に留意し、周辺環境に対しても十分に配慮を行う。

また、解体撤去時の発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）等に基づき、適切に処理及び資源化を図る。

2. 工事計画

(1) 工事名称

山鹿衛生処理センター解体工事

(2) 工事場所

熊本県山鹿市山鹿 2055 番地

(3) 工事期間

令和8年9月議会承認後～令和10年2月28日（約17か月）

(4) 対象施設

施設の名称：山鹿衛生処理センター

処理能力：92kL/日

処理方式：標準脱窒素処理方式＋高度処理方式

全体敷地面積：約 4,929m²（管理棟＋処理棟側：4,504 m²、予備貯留槽側：約 425m²※）

※予備貯留槽側の敷地面積は図面から計測した値。

建築延床面積：処理棟（機械棟含む） 約 1,957 m²（地下1階、1階）※¹

※1 処理棟水槽部 約 961m²、予備貯留槽 約 231m²を除く。

管理棟 約 281 m²（1階、2階）※²

※2 電気室上の陸屋根部分除く。

車庫 約 52 m²

竣工年月：昭和55年3月

操業停止：令和7年3月

(5) 工事範囲

工事範囲は「添付資料 ①基本計画図 1.撤去範囲図」を参照。

(6) 解体撤去跡地

埋め戻し、整地等を行う。また、敷地境界杭を復旧（国土交通省側に擬木を設置）する。

(7) 工事方針

①安全、環境に配慮するとともに、経済性のある工事とする。

②有害物質の拡散防止を図るとともに、モニタリングにより客観性の高い工事とする。

③周辺とのリスクコミュニケーションを図り、安心な工事とする。

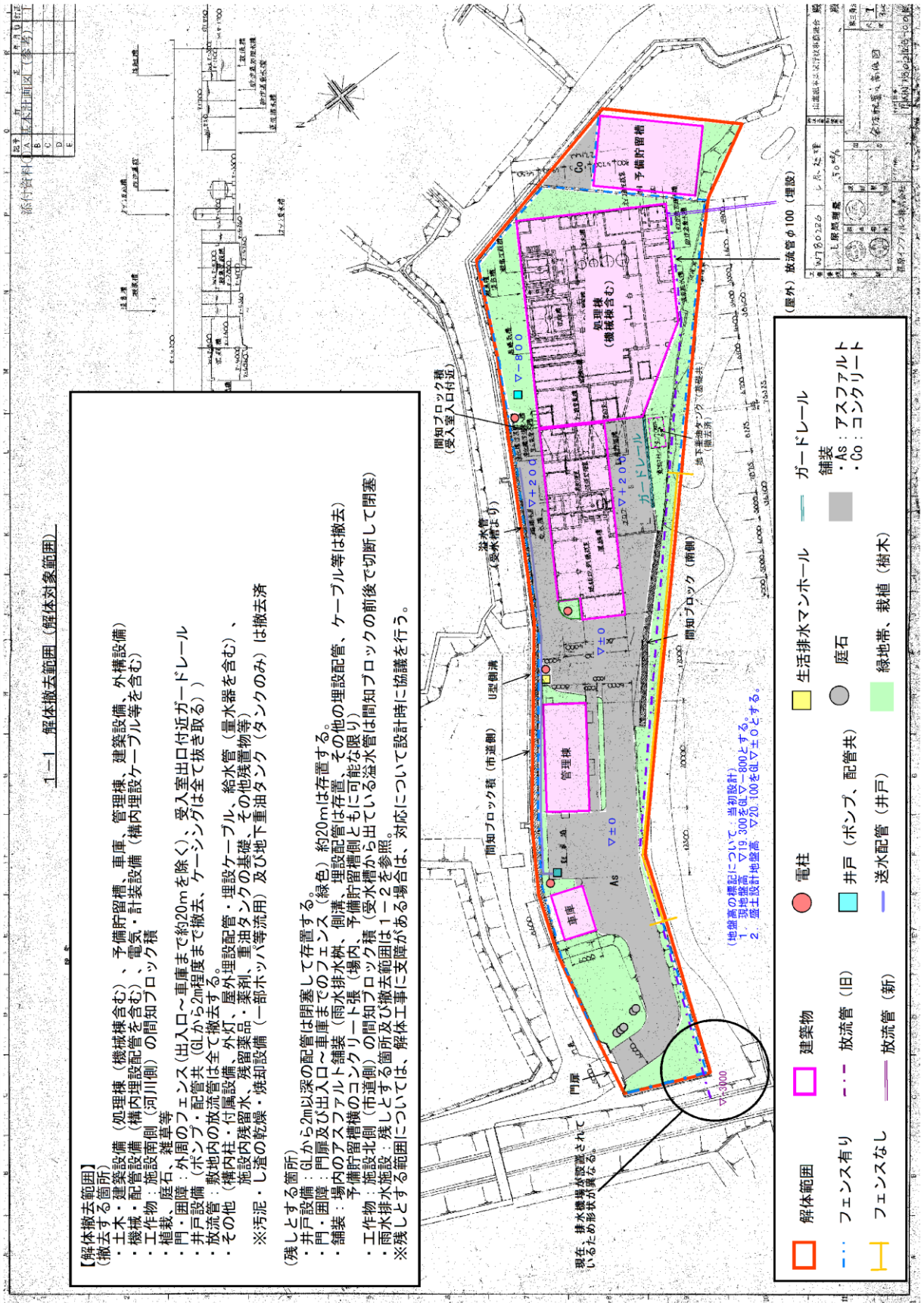
解体施設概要

項目	概要
施設名	山鹿衛生処理センター
住所	熊本県山鹿市山鹿 2055 番地
施設の種類	し尿処理施設
処理能力	92kL/日
全体敷地面積	4,504 m ²
建築延床面積	処理棟 約 1,957 m ² (地下 1 階、地上 1 階) (処理棟水槽部 約 961m ² 、予備貯留槽 約 231m ² を除く) 管理棟 約 281 m ² (地上 1 階・2 階) (電気室上の陸屋根部分除く) 車庫 約 52 m ² (地上 1 階)
建屋構造	鉄筋コンクリート造
竣工	昭和 55 年 3 月 改造等：昭和 62 年度：脱水機の更新 平成 2 年度：乾燥焼却設備の廃止 平成 4 年度：前処理設備更新 平成 11～13 年度：施設改良整備工事（処理能力増強、前処理設備、投入設備、脱水設備更新など） 平成 28 年度～令和元年度：延命化工事（貯留槽等の防食など）
稼働停止	令和 7 年 3 月
設備概要	
土木・建築設備	処理棟（機械棟含む）、管理棟、予備貯留槽、車庫、その他設備 等
機械・配管設備 (プラント・建築)	受入貯留設備、一次処理設備、二次処理設備、脱臭設備、消毒設備、汚泥処理設備、取排水設備、配管設備（構内埋設配管を含む）、建築機械設備等 ※汚泥及びし渣の乾燥・焼却設備（一部ホップ等は流用）及び地下重油タンクは撤去済（一部基礎除く）、煙突は開口部を閉塞して存置（付着物、堆積物有）。
電気・計装設備 (プラント・建築)	配電盤、計装設備、受電設備、動力計装配線、屋内照明設備、屋外照明設備、インターホン設備、管理棟電気設備（構内埋設ケーブル等含む）等

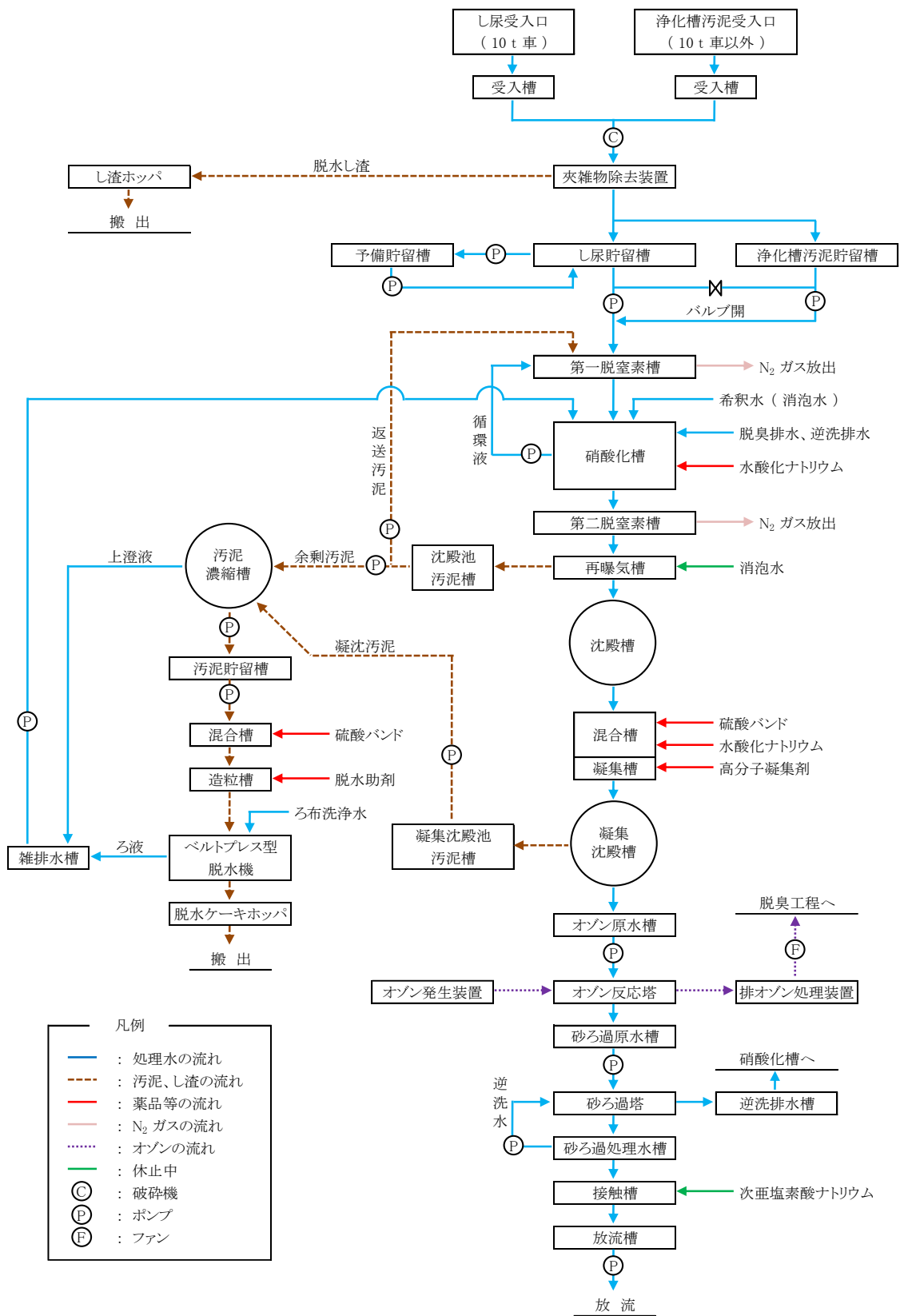


・解体範囲図（平面）

詳細は「添付資料 ①基本計画図 1.撤去範囲図」参照



・フロー図



第2節 工事主要目

1. 工事内容

本工事の範囲は、解体範囲内の全ての施設及び設備を対象とし（発注者の指定があるものを除く）、事前調査、施工計画、汚染物（ダイオキシン類）除染工事、有害物（石綿）除去工事、機械・電気設備撤去工事、一般解体工事（土木・建築物、基礎杭撤去を含む）、解体物の処理・処分、事後調査、整地工事、敷地境界杭の復旧、工事完了報告書の作成等を行う。

2. 工事対象

- (1) 汚染物（ダイオキシン類）除染工事
- (2) 有害物（石綿）除去工事
- (3) 機械・電気設備解体撤去工事
- (4) 土木・建築物（基礎杭撤去・付帯施設も含む）解体撤去工事
- (5) 跡地整地等工事

本工事の対象施設と工事内容

	汚染物除染	有害物除去	機械・電気設備	土木建築物 (付帯施設)	整地等
し尿処理施設	○	○	○	○	○
その他工事	仮設工事、伐採・除根、環境調査				

工事順序については、下記を想定する。

本解体工事の工事順序

工事順序	仮設工事	汚染物除染工事	有害物除去工事	機械・電気設備撤去工事	一般解体工事	跡地整備工事
①	仮囲い 足場仮設					
②		煙突 (処理棟)	処理棟 管理棟 車庫			
③				処理棟 管理棟		
④					地上部 地下部	
⑤						整地、敷地境界杭 の設置、侵入防止 対策の実施等

3. 公害防止基準

(1) 都市計画

都市計画法による用途地域：無指定（都市計画区域内）

(2) 環境保全に係る設計基準

本工事においては、工事中に騒音・振動、粉じん、交通量増加等の発生が想定されることから、周辺設備並びに周辺環境へ著しい影響がないように十分配慮しなければならない。敷地境界上においても各法規制値等を遵守するとともに、下記に掲げる対策や作業場の環境保全対策を講じ、未然防止に努める。

1) 大気

ダイオキシン類：0.6pg-TEQ/m³以下

粉じん：0.10mg/m³N以下(1日平均値)かつ0.20 mg/m³N以下(1時間平均値)

対策：湿潤化、シート・パネル等による養生、集じん機の設置

2) 騒音・振動

騒音：第3種区域 特定工場等 昼間(8:00～19:00)65デシベル(参考)

第1号区域 特定建設作業 敷地境界において85デシベル

振動：第2種区域 特定工場等 昼間(8:00～19:00)65デシベル(参考)

第1号区域 特定建設作業 敷地境界において75デシベル

対策：低騒音型重機の採用、早朝・夜間の作業禁止

3) 悪臭

悪臭：悪臭防止法における規制基準

4) 水質

ダイオキシン類：10pg-TEQ/L以下

健康項目：水質汚濁防止法における排水基準

生活環境項目：水質汚濁防止法における排水基準

対策：排水処理施設の設置

5) 地下水

地下水位：GL＝－4.0m程度

※建設当初の調査結果（添付資料⑦ 地質調査報告書参照）

第3節 施工方針

1. 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事を遂行するために必要な施工、労働基準監督署の指導、地元住民の要望により発生する作業・調査、及び本解体工事を安全に完遂するために必要なもの等、本工事の性質上、当然必要とされる事項については、発注者と協議の上、工事受注者の責任において実施する。

また、本仕様書の末尾の資料等は基本的な内容について定めるものであり、本工事に必要なものについては、詳細設計図書を作成の上、発注者の承諾後に実施しなければならない。

本仕様書に定めなき事項については、「第8節 関係法令等の遵守」に示す関係法令、政令、省令、条例、規則、通達及び関係通知等を遵守して工事を進めること。

2. 疑義

本仕様書に関して、疑義が生じた場合、受注者は発注者に照会し、発注者と協議、もしくはは指示を受け、その内容を十分に了解した上で施工する。

3. 変更

- (1) 本工事施工に当たり、本仕様書及び関連図書に示される数量、寸法、重量の違い及び分析結果の基準値超過等によるサンプリング、施工等に変更が生じた場合の請負金額の変更は行わない。
- (2) 本仕様書に適合しない箇所が発見された場合、また本工事の安全・品質の確保をまっとうすることができない箇所が発見された場合、発注者と協議の上、改善変更を受注者の負担において行う。ただし、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- (3) 各図書に対して部分的な変更を必要とする場合は、機能、施設運営及び安全上の内容が同等以上又は法令に抵触しないものについては、発注者の指示又は承諾を得て変更することができる。ただし、この際に必要となる設計変更の手続き等は、全て理由書、比較検討書、実績書等を添え、書面により申請し、承諾を得るものとする。なお、口頭説明による変更申請は、原則として認めない。
- (4) 変更の必要が生じた場合は、発注者の定める契約事項による。

第4節 工事範囲

本仕様書で定める本工事の範囲は、次の各項目を含む工事一式とする。

本工事は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「石綿障害予防規則」、関係法令、規則、諸通達を遵守するものとし、それらに伴う事前調査、施工計画、届出、作業環境測定、有害物除去及び解体に係る施工及び整備等工事、完了報告書等を含む。

(1) 共通仮設工事

本工事に必要な仮囲い、現場事務所、電力及び用水の仮設備等に係る工事一式とする。

(2) 解体工事

1) 直接仮設工事

本工事に必要な足場仮設等に係る工事一式とする。

2) 汚染物除染工事

乾燥炉・焼却炉（撤去済）の煙突の付着物、堆積物のダイオキシン類除染に係る工事一式とする。

3) 有害物除去工事

建材等に使用されている石綿除去に係る工事一式とする。

4) 解体撤去工事

本施設の敷地内にある、土木建築、機械設備、配管設備、電気設備、付帯設備、その他の設備等の解体撤去に係る工事一式とする。主な解体対象について以下に示す。また、詳細については、（添付資料 ①基本計画図 1. 撤去範囲図）を参照とする。

①解体対象土木・建築設備等

解体範囲図に含まれる以下の建築物等（基礎杭を含む）を解体撤去する。

主要な建築物等（参考）

項目	構造	建築延床面積等
処理棟（機械棟）	鉄筋コンクリート造、杭基礎	約 1,957 m ² （地下1階、地上1階） ※水槽部 約 961m ² を除く。
管理棟	鉄筋コンクリート造、杭基礎	約 281 m ² （地上1階・2階）
車庫	鉄骨造（地上1階）	約 52 m ² （8.6m×6m）（地上1階）
予備貯留槽	鉄筋コンクリート造、杭基礎	約 231m ² （約 21m×約 11m）1槽
生活排水マンホール		1000角×2000深 1基（管理棟横）
地下重油タンク	タンクは撤去済（一部基礎有）	

注意) 主要な設備を示しているものであるため、詳細については添付資料及び現地を確認により把握すること。予備貯留槽については既存資料がないため、水槽深さや基礎杭の本数等について処理棟の図面等を参考に数量等を検討すること。

②主要プラント設備・建築機械設備及び建築電気設備

解体範囲図に含まれるすべてのプラント・建築機械・電気設備を解体撤去する。

主要なプラント・建築機械・電気設備（参考）

(1/3)

設備名称	主要機器	数量	単位	備考
水槽設備				
受入・貯留	沈砂槽、受入槽、貯留槽	1	式	
標準脱窒素処理	第一脱窒素槽、硝酸化槽、第二脱窒素槽、 再曝気槽、沈殿槽、沈殿池汚泥槽	1	式	
凝集分離処理	混和槽、凝集槽、凝集沈殿槽、 凝集沈殿池汚泥槽	1	式	

主要なプラント・建築機械・電気設備（参考）

(2/3)

設備名称	主要機器	数量	単位	備考
水槽設備				
高度処理	オゾン原水槽、砂ろ過原水槽、 砂ろ過処理水槽、逆洗排水層	1	式	
消毒・放流	接触槽、放流槽、放流監視槽	1	式	
汚泥・給排水	汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、雑排水槽、 受水槽	1	式	
機械設備				
受入・貯留	搬入車室扉、受入口、沈砂除去装置、 破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 温水洗浄装置、夾雑物除去装置 し渣コンベヤ、し渣ホッパ、し尿投入ポンプ 貯留槽攪拌ブロワ、貯留槽移送ポンプ 予備貯留槽移送ポンプ	1	式	
標準脱窒素処理	第一脱窒素攪拌ブロワ、曝気ブロワ、循環ポンプ 第二脱窒素槽攪拌ブロワ、第二脱窒素槽攪拌機 沈殿槽汚泥掻寄機、汚泥返送ポンプ 余剰汚泥ポンプ、希釈水ポンプ 苛性ソーダ移送ポンプ	1	式	
凝集分離処理	混和槽攪拌機、凝集槽攪拌機、 凝集沈殿槽汚泥掻寄機、凝集沈殿ポンプ 硫酸バンド注入ポンプ、ポリマ溶解槽 ポリマ注入ポンプ、アルカリ注入ポンプ	1	式	
オゾン酸化処理	オゾン原水ポンプ、オゾン反応塔、オゾン発生機 オゾン発生機コンプレッサ、消泡水洗塔、 活性炭槽	1	式	
砂ろ過	砂ろ過原水ポンプ、砂ろ過塔、逆洗ポンプ、 空洗ブロワ、逆洗排水ポンプ	1	式	
放流	次亜塩素注入ポンプ、放流ポンプ	1	式	
取排水	ろ布洗浄ポンプ、雑排水ポンプ	1	式	

主要なプラント・建築機械・電気設備（参考）

(3/3)

設備名称	主要機器	数量	単位	備考
機械設備				
汚泥処理	汚泥濃縮槽汚泥掻寄機、濃縮汚泥ポンプ 汚泥供給ポンプ、混合槽、造粒槽 硫酸バンド注入ポンプ、ポリマ自動溶解装置 ポリマ注入ポンプ、汚泥脱水機、 脱水汚泥コンベヤ、汚泥ホッパ し渣の乾燥・焼却設備（撤去済）	1	式	
脱臭	脱臭ファン、薬品洗浄塔（RC造） 循環ポンプ、活性炭吸着塔	1	式	
薬品貯槽	苛性ソーダ希釈槽、苛性ソーダ貯槽 硫酸バンド貯槽、次亜塩タンク	1	式	
電気・計装設備	制御盤・操作盤、配管、計装機器 （埋設ケーブル等を含む）	1	式	
配管・弁設備	処理水系、汚泥系、空気系、プロセス用水系 薬品系、臭気系（埋設配管等を含む）	1	式	
建築電気設備	（埋設ケーブル等を含む）	1	式	
建築機械設備	（埋設配管等を含む）	1	式	

注意) 主要な設備を示しているものであるため、詳細については添付資料及び現地を確認により把握すること。

③その他設備等

解体範囲図に含まれるその他設備のうち対象範囲について解体撤去する。

主要なその他設備等（参考）

(1/2)

項目	種別	数量	単位	備考
庭石、草木等	敷地範囲内にある庭石、植栽等	1	式	
門・圍障	外周の門扉、フェンス、 受入室出口付近ガードレール	1	式	※1
工作物	施設北側（市道側）の間知ブロック積	1	式	※2
	施設南側（河川側）の間知ブロック積	1	式	
舗装	場内アスファルト舗装（縁石含む）	1	式	※3
	予備貯留槽側コンクリート張り			

主要なその他設備等（参考）

(2/2)

項目	種別	数量	単位	備考
場内雨水排水	雨水放流管（ヒューム管（φ125、φ150、φ200、φ300）、延長計 約216.5m）、雨水放流桝 市道側U字側溝、雨水放流桝接続の配管 門扉付近場内のU字側溝（グレーチング） 場内L字溝及び桝（No.1～3、9） 場内L字溝及び桝（No.4～8） 場内L字溝及び桝（No.10～20） ※排水機場設置に伴い排水ルートが変更されている。	1	式	※4
井戸設備 （ポンプ・配管共）	2箇所（処理棟側、車庫側）、深さ約50m、	1	式	※5
（処理水）放流管	（旧）φ100、延長約167.5m （現況）φ100、延長約20m	1	式	※6
その他	構内柱及び付属設備、外灯、 埋設ケーブル、給水管（量水器含む） 排水管 他 重油タンクの基礎（一部）	1	式	

注意）主要な設備を示しているものであるため、詳細については添付資料及び現地を確認により把握すること。

- ※1 外周のフェンスは門扉～車庫までは存置、その他はすべて撤去とするが、市道側のフェンスについて間知ブロックに影響がある範囲については、フェンスの柱の根本部分で切断し基礎は残しとし、表面はモルタル補修し平らに仕上げる。
- ※2 施設北側（市道側）の間知ブロック積は残しとする（市道側の間知ブロックについて、受水槽から出ている溢水管は間知ブロックの前後で切断して閉塞）。施設南側（河川側）の間知ブロックは撤去する。
- ※3 場内アスファルト舗装、予備貯留槽側のコンクリート張りについては残しとする。
- ※4 場内雨水排水については、場内L字溝及び桝（No.1～3、9）及び配管、管理棟周りの雨水排水側溝・配管を除いて残しとする。
- ※8 井戸設備（ポンプ・配管共：深井戸）について、井戸材（管）等は、ケーシングを全て撤去し、周辺地盤から2mの範囲と、その周辺の機器、基礎コンクリート、配管材等すべての設備を撤去し、良質土等で周辺地盤まで埋め戻す。
- ※9 現況の放流管はすべて撤去とする。旧放流管は敷地境界までの撤去を見込む。

(3) 残留物等

施設内残留物等について適正に処分する。

(4) 整地等工事

解体撤去後に跡地整備に伴う工事一式とする。また、整地後に敷地境界杭の設置、侵入防止対策を行う。境界杭の位置を示した図面も作成すること。（添付資料 ①基本計画図 2. 撤去後完成図参照）

(5) 付帯業務

環境調査（大気、土壌、水質、騒音・振動）、地元住民等への説明資料、作業計画、許認可申請書等の作成に係る業務一式とする。また、発注者が行う地元住民等への説明、許認可申請届出等についても支援を行うものとする。

第5節 提出図書

1. 総合施工計画書（解体工事計画書）

受注者は、以下の要領に従い、契約後速やかに以下の書類を提出する。なお、各工種別施工計画書は別冊とし、総合施工計画書及び工種別施工計画書は、発注者の承諾を受けること。

- (1) 施工計画書
 - 1) 工事概要
 - 2) 組織・体制表
 - 3) 安全衛生管理計画及び体制
 - 4) 仮設・準備工事施工計画（施設養生計画、足場計画を含む）
 - 5) 汚染物除染工事計画
 - 6) 有害物除去工事計画
 - 7) 解体撤去工事計画
 - 8) 解体撤去跡地整地等工事計画（敷地内の雨水排水計画を含む）
 - 9) 環境調査計画
 - 10) 廃棄物及び有価物の処理・処分及び搬出計画
 - 11) 専門業者、下請業者及び法的資格リスト
 - 12) 使用機材リスト
 - 13) ダイオキシン類等調査結果（追加調査等がある場合）
 - 14) 石綿事前調査結果報告（石綿障害予防規則）
- (2) 工事工程表
- (3) その他発注者が指示する必要なもの

2. 解体工事施工時の提出図書

受注者は、総合・工種別施工計画書に基づき工事を行う。工事際しては、施工承諾申請図書により発注者の承諾を得て施工すること。

- (1) 環境調査要領書（工事前、工事中、工事後）、同調査結果報告書
- (2) 工種別施工計画書（測量、解体対象物・埋設物等調査、汚染物除染・有害物除去（仮設含む）、機械設備解体、建築物等解体（基礎杭撤去含む）、解体撤去跡地整地、廃棄物処理 等）
- (3) 検査（試験）要領書
- (4) 計算書・検討書（仮設足場、杭撤去（土留）等必要に応じて）
- (5) 施工図
- (6) 使用材料承諾図書
- (7) 実施工事工程表
- (8) 処理処分先一覧
- (9) 施工体制台帳・施工体系図（契約書等の写し共）
- (10) 工事記録簿等
 - ① 調査測定報告書
 - ② 週間・月間工程表
 - ③ 出来高進捗状況報告書（工事日報、月報、写真等）

- ④打合せ記録簿
- ⑤安全衛生設備管理記録
- ⑥機器管理記録（治具、工具、重機の洗浄）
- ⑦協議書
- ⑧段階確認書、報告書等
- (11) 廃棄物中間処理・最終処分及び運搬計画
- (12) 分別解体計画書
- (13) 再資源化計画書※(コブリスプラス)の登録を含む。
- (14) 特定建設作業実施届出書 写し
- (15) 廃棄物関連業者(収集処理、中間処理、最終処分)との契約書及び業者の許可書の写し
- (16) 許認可申請書 写し
- (17) その他必要なもの

施工に当たり、事前に承諾申請図書により発注者の承諾を得てから着工すること。図書は、次の内容のものを各3部（うち、1部は返却用）作成し、提出する。

また、発注者の指定する図書は、データにて提出する。その他、提出書類、施工及び品質管理基準等については熊本県が定めるものも参考に整理すること。

各承諾書類や提出書類については、情報共有が行えるようリスト表を作成すること。作成様式、記載内容等詳細は発注者と協議する。

3. 完成図書

(1) 竣工図

1) 竣工図（撤去完成図（整地後、存置物を含む））A3版

2) 竣工図CADデータ

※CADデータは、JW-WIN、DWG、DXF変換ファイルまたは、JW-WIN系ファイルデータをUSBで納品する。

(2) 工事記録簿等

1) 特別教育記録簿

2) 調査測定報告書

3) 工事日報、月報

4) 週間、月間工程表

5) 出来高進捗状況表

6) 安全衛生設備管理記録簿

7) 機器管理記録(治具、工具、重機の洗浄)

8) 工事写真帳(カラー)

9) 完成写真(カラー)

(3) 廃棄物運搬処分報告書

1) 計量票、マニフェスト伝票(写し)

- 2) 上記の集計表
- 3) スクラップ取得費証明書、契約書の写し
- 4) 中間処理、最終処分運搬経路の地図と施設搬入、処分状況写真
- 5) 収集運搬、処理処分のブロックフロー
- 6) 業者委託契約書(写し)
- (4) 再資源化完了報告書※(コブリスプラス)の登録を含む。
- (5) 建設廃棄物処理実施報告書
- (6) 汚染物・有害物質に係る完了報告書
- (7) 出荷証明書・納品伝票及び数量リスト
- (8) 精算設計書(数量根拠計算書・精算根拠を含む)
- (9) 土地境界復元測量報告書
- (10) その他
- (11) 上記の電子データ

※熊本県土木工事における提出書類一覧表及び成果品をもとに提出物一覧表を作成すること。

第6節 検査及び試験

受注者は、工事期間中並びに工事終了後に、監督員の立会いのもとで下記に示す性能確認(検査)を実施する。あらかじめ監督員の立会いが指定された工事段階の区切りには、適切な時期に監督員に対して立会いの依頼を行うものとし、立会いの時期については、あらかじめ段階確認リストを受注者にて作成し、監督員と協議を行い決定する。また、監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者が負担する。

工事完了検査は、現場代理人が立会いの上、検査を受けなければならない。

受注者は、検査に必要な資料の提出、その他の処置については検査員の指示に従わなければならない。検査を行うに当たり、検査立会願いを提出し、検査完了後は検査状況等を添付した検査報告書を提出すること。また、是正事項があった場合には、是正完了報告書を提出すること。

1. 汚染物除染確認(ダイオキシン類)

(1) 確認条件

汚染物の除染確認は、汚染物除染工事計画に基づき、付着物除去が完了しているかを監督員等立会いのもとで部位毎に確認する。また、必要に応じて、科学的分析を実施し、その結果に基づき判断を行う。

(2) 確認方法

作業指揮者は、必ず現場で目視確認を行う。当該場所の付着物除去前、除去後の写真を記録した上で総括安全衛生責任者等により付着物が十分に除去されたことの確認を受ける。写真は、記録用として保管する。また、目視確認の他、必要に応じて化学分析を行う。計測・分析は該当する基準に合致したもので、その依頼先は計量証明事業者によるものとし、計量証明書を添付する。

受注者は、事前に検査要領書を作成し、監督員等の承諾を得る。

2. 有害物除去確認(石綿)

(1) 確認条件

有害物の除去確認は、有害物除去工事計画に基づき、有害物除去が完了しているかを監督員立会いのもとで部位毎に確認する。

(2) 確認方法

作業指揮者は、必ず現場で目視確認を行う。当該場所の付着物除去前、除去後の写真を記録した上で総括安全衛生責任者等により付着物が十分に除去されたことの確認を受ける。写真は、記録用として保管する。また、作業場所及び室外の石綿粉じんの気中濃度を測定し、その結果に基づき判断を行う。

受注者は、事前に有害物除去確認要領書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

3. 解体撤去確認

(1) 確認条件

解体撤去の確認は、地下構造物、基礎構造物などが当該仕様書の撤去条件を満たしているかを監督員立会いのもとで部位毎に確認する。

(2) 確認方法

目視による確認を基本とし必要に応じて計測を行う。

受注者は、事前に検査要領書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

4. 解体廃棄物処理・処分確認

(1) 確認条件

解体工事に伴う廃棄物が、量・質ともに適切に処理・処分、あるいは再資源化できているかを監督員立会いのもとで部位毎に確認する。

(2) 確認方法

現場における廃棄物搬出のための積み込み等については、目視による確認を基本とし、処理・処分の管理については、マニフェストによる書類審査で確認を行う。ただし、必要に応じて搬出経路、処理・処分の搬入先を監督員が確認する。

受注者は、事前に検査要領書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

5. その他の確認

その他、下記の項目についても前項の確認方法を基本としてそれぞれ実施する。

- (1) 安全衛生特別教育の実施
- (2) 健康診断ならびに健康管理の実施
- (3) 事故報告
- (4) 環境モニタリング記録
- (5) 解体撤去跡地の場内整地
- (6) その他の必要な項目

第7節 保証事項

(1)責任施工

本工事の性能及び機能は、全て受注者の責任で発揮されるものとし、受注者は発注仕様書及び設計図書に明示されていない事項であっても性能保証という工事契約の性質上、必要なものは発注者の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。

(2)施工管理

本工事においては、現場代理人及び監理技術者を専任で配置する。

(3)保証事項

本工事に伴う保証事項は、次に示すものとする。なお、工事完了後においても当工事による影響ということが明らかな場合、全てを受注者の責任、負担で改善しなければならない。

1)労務管理

本工事現場で作業に携わった労働者に本工事に伴う直接的な健康障害、あるいは明らかに本工事におけるばく露等が原因による潜在的な健康障害を生じさせない。

2)廃棄物管理

本工事に伴い発生した廃棄物が、未処理のまま放置されていることが発見される、不法投棄されている、その他公害・苦情の対象となる等のことが一切生じないようにする。

3)埋戻材管理

埋戻に用いる土壌は、事前分析による安全性確認を実施した上で埋戻を行う。また、急激な沈下が生じないように十分な転圧・締め固めを行い、跡地整備において問題が生じないようにする。

4)工事前後における周辺生活環境の現状維持

騒音、振動、大気、水質、全ての通行道路、擁壁、工作物等において、工事前と工事後を比較し、周辺地域において生活環境に影響が生じないようにする。

特に、運行道路については、路盤の変形、汚れ、破損が一切生じないこととし、定期的にパトロール等を実施する。なお、明らかに本工事に起因する変形、汚れ、破損が確認された場合は受注者の負担で修復する。

5)契約不適合責任

跡地整備工事による性能保証期間は、正式引渡しの日より2年間とし、保証期間中に受注者の故意または重大な過失により問題が生じた場合は、受注者の負担にて速やかに補修、改造または取替えを行わなければならない。

第8節 関係法令等の遵守

受注者は、工事の実施にあたり以下に示す最新の関係法令、政令、省令、条例、規則、通達及び関係通知等を遵守しなければならない。

- 1)「ダイオキシン類対策特別措置法」
- 2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- 3)「労働安全衛生法」

- 4)「労働基準法」
- 5)「建築基準法」
- 6)「消防法」及び関係諸法令
- 7)「大気汚染防止法」
- 8)「水質汚濁防止法」
- 9)「土壌汚染対策法」
- 10)「河川法」
- 11)「宅地造成及び特定盛土等規制法」
- 12)「騒音規制法」
- 13)「振動規制法」
- 14)「悪臭防止法」
- 15)「電気事業法」
- 16)「建設業法」
- 17)「作業環境測定法」
- 18)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- 19)「建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)」
- 20)「建築工事における建設副産物管理マニュアル(国土交通省)」
- 21)「じん肺法」
- 22)「特定建設作業の騒音及び振動の規制基準」
- 23)「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説(令和5年版)」
- 24)「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」
- 25)「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」
- 26)「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」
- 27)「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」
- 28)「熊本県土木工事共通仕様書」
- 29)「石綿障害予防規則」
- 30)「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
- 31)「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」
- 32)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」
- 33)「建設工事公衆災害防止対策要綱」
- 34)「特定化学物質等障害予防規則」
- 35)「山鹿植木広域行政事務組合の条例、規則、要綱」
- 36)「熊本県、山鹿市の条例、規則、要綱」
- 37)「その他関係する法令及び規則、基準」

第9節 その他

1. 関係官公署の指導等

設計・施工にあたっては、関係官公署の指導等に従う。関係機関・部署との協議が必要となった場合に、会議資料等の作成を行うと共に必要に応じて、会議に同席すること。

2. 許認可申請

工事内容により関係官庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続を受注者が受注者の負担で遅滞なく行い、監督員に報告する。

また、工事範囲において監督員が関係官庁へ許可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力する。

- (1) 建設工事計画届(労働安全衛生法) : 工事開始日の14日前、労働基準監督署
- (2) 足場設置届(労働安全衛生法) : 工事開始日の30日前、労働基準監督署
- (3) 石綿事前調査結果報告(石綿障害予防規則) : 電子情報処理、労働基準監督署
- (4) 建築物解体等作業届(石綿障害予防規則) : 工事開始の前日、労働基準監督署
- (5) 特定粉じん排出等作業届(大気汚染防止法) : 工事開始日の14日前、熊本県
- (6) 建設リサイクル法届出(建設リサイクル法) : 工事開始日の7日前、熊本県
- (7) 形質変更届(土壌汚染対策法) : 工事開始日の30日前、熊本県
- (8) その他(建築物除去届、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請(協議)、河川保全区域に係る申請(協議)等)、必要な届出

※工事を進めるに当たり、対応が必要なものについては、適切に対応すること。

3. 遵守事項

本工事の施工に際しては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分行い、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

本工事の施工にあたり工事車両の搬入出口には、交通整理員を必要に応じて配置し、安全対策を図り、交通事故防止について十分配慮する。

(2) 作業時間

作業時間は8時半～17時を基本とする。

(3) 環境保全

1) 周辺環境

工事期間中、大気汚染、水質汚染、騒音・振動防止には十分に配慮し、近隣周辺へ支障が生じないように計画し、実施する。特に、石綿を含有する粉じん等による周辺汚染に対して十分に配慮する。

工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮する。特に場内が汚れて泥等を持ち出すおそれがある時は、場内で泥を落とすなど周辺の汚損防止対策を講ずる。

2) 敷地内環境

敷地内の掘削土は、基本的に場外への搬出はせず、区域内で埋戻材として処理する。

3) 現場管理

資材置場、資材搬入路、解体発生材の搬出路、仮設事務所などについては監督員と十分協議し、常に整理整頓に心がけ、事故の防止に努めるとともに、近隣への支障が生じないように計画し、実施する。

4) 近隣住民への説明等

工事着手前に近隣住民への挨拶を行い、意見については誠意をもって話し合いにより解決に努める。工事により発生したと思われる近隣への損傷については、一切受注者の責任により速やかに復元する。また、近隣からの苦情があった場合は、工事を一時中断することもある。

5) 工事車両の通行

工事車両は、国道 443 号より搬出入する。なお、国道への搬出入の際は、交通誘導員を配置し安全を確保すること。

6) 施設内残留物等

解体撤去にあたり、対象施設の残留物等は、必要に応じ分析を行ったうえ、受注者の責任において適正に処分する。

7) 工事に起因する損害等

工事に起因する周辺施設の損傷などにより、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、その原因者の負担で賠償する。また、受注者は、工事前後に近隣の調査を実施し工事に起因する周辺施設への損傷が発生していないか報告する。

8) 工事中の災害

工事期間中、災害、または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその原因、経過、被害の状況等について口頭及び文書で監督員に報告する

9) 事故の保険

受注者は、第三者に対する事故などに対して、受注者の負担にて保険に付し、その写しを監督員に提出する。

10) 使用建設機械及び重機

解体等に使用する建設機械は、低騒音型のものとし、その他使用する機械器具は、騒音、振動及び塵埃等の発生が少なく安全性の高いものを選定し、周辺に対する影響をなるべく抑える。

11) CORINS 登録

受注者は、契約後直ちに工事实績情報システム (CORINS) に登録し、「工事カルテ受領書」の写しを発注者に提出する。

12) コブリス・プラス登録

受注者は、令和 7 年度中に開始される建設副産物情報交換システム (COBRIS) と建設発生土情報交換システム (発生システム) を一体化したコブリス・プラスに登録する。登録証明書を発注者に提出する。

13) 建設業退職金共済制度

受託者は、建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）の対象となる労働者を雇用する場合は、「建退共」に加入し、「掛金収納書」を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第1号様式）」を契約締結後1か月以内に提出すること。契約締結後1か月以内に「掛金収納書」を提出できない場合又は対象となる労働者を雇用しない場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書（第2号様式）」を提出すること。

第2章 共通仮設工事

第1節 準備工、仮設工

1. 事前調査

解体撤去に当たり、監督員の立会いの上、撤去構造物、埋設構造物、保存構造物、雨水排水構造物の確認を行う。

埋設配管等の既設地下構造物の位置、利用状況等について調査し、水道等の既設埋設配管、雨水配管、基礎杭等(撤去対象を除く)の埋設経路上に明示杭を立てて、平面図に位置を明記する。その結果を監督員に報告して、撤去または保存の確認、措置方法の承諾を得る。

2. 仮囲い

敷地の外周に安全対策の目的で、仮囲い(既存フェンス等に防音シート張り)等を設ける。フェンスがない箇所についても、侵入防止対策を講じること。

仮設計画図を参考にして、労働基準監督署や住民との協議後、監督員の承諾をもって、詳細を決定する。

3. ユーティリティ

- ・工事にて使用する水は、受注者の責任において確保すること。
- ・工事にて使用する電気は、受注者の責任において確保すること。

※詳細については、監督員と協議を行うこと。

4. 資材置き場及び撤去材仮置き場

適切な場所に、監督員の指示する資材置場、撤去材仮置き場及び有価物集積場を設ける。保管管理については、他に影響を及ぼさないように必要な措置を講ずる。

5. 仮設事務所

工事作業員の脱衣所、休憩所、便所等の全て受注者が仮設する。また、月の定例会議が行える広さの会議室(監督員等の人数は5名程度)の場所を設置する。部屋は不要であるが監督員補助の作業スペース(ヘルメット置き、ロッカー等の設置)を具備する。現時点では、3人分を想定する。詳細は、監督員と協議する。また、監督員用に立会いに必要な保護具を2名分準備すること。

第3章 直接工事

第1節 直接仮設工事

1. 飛散防止設備(汚染物除染、有害物除去、一般解体)

汚染の拡散を防止するために管理区域の区分ごとに建築構造物(床、壁、屋根等)や仮設物により区画しなければならない。

このため、内部の床、壁、屋根等は、シートやパネルなどを利用して養生するとともに、管理区域からの汚染物質の流出を防ぐためにパネル同士の隙間や開口部等を目張りし、内部を負圧にして汚染の拡散防止に努める。

2. セキュリティールーム(汚染物除染、有害物除去)

管理区域内への作業員の出入り口は、管理区域の区分に対応するセキュリティールームを設置する。セキュリティールームの構成は、足洗浄装置、エアシャワールーム、保護具管理室、保護具着脱場所、洗面設備、更衣室、保護具洗い場、休憩室等とする。

3. 集じん設備(汚染物除染、有害物除去)

管理区域内の作業場所では、内部を負圧にするとともに、換気装置、プレフィルター、HEPAフィルター及びチャコールフィルター等の適切な処理能力を有する装置を経由して管理区域内の空気を完全に清浄した上で区域外へ排出する。

換気回数は、隔離空間内部の空気を1時間に4回以上とし、必要な台数を決定する。

排出する空気は、換気設備や空気清浄機の終末端の排出部において、粉じん濃度計等の装置を用い、石綿、粉じんに係る規制基準を下回っていることを確認する。

4. 排水処理設備(汚染物除染)

汚染物除染作業により発生するダイオキシン類に汚染された排水は、ダイオキシン類排水処理装置により処理し、排水基準値(10pg-TEQ/L)以下であることを確認した上で再利用し、最終的に残った処理水は適正に処理、処分を行う。

第2節 汚染物除染工事

1. 安全衛生管理体制の確立

解体作業に従事する作業者の安全を確保するため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に準拠した安全衛生管理体制を整備する。

また、安全な作業を行うため、労働安全衛生規則に定めるところにより、化学物質についての知識を有するもの等の中から作業指揮者を選定し、常時現場において保護具の着用状況、粉じん発生源の湿潤化の確認等指揮、監督を行う。また、コンクリート工作物の解体は別途作業主任者を選定する。その他労働安全衛生法に基づいて安全衛生管理者等の選定、安全衛生協議会の設置及び運営等十分な管理体制にて実施する。

選任すべき責任者等は、下記のとおりとする。

(1)総括安全衛生責任者

- (2)安全衛生管理者
- (3)作業指揮者
- (4)解体作業主任者(コンクリート、足場等)

2. 施工計画書の作成

解体工事前に施工計画書(汚染物除染工事、解体方法、除染範囲、作業の概要、使用する保護具類の内容及び管理、除染後の汚染物管理方法等)の作成を行う。

(1)安全対策と管理区域

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守し、適切な管理区域と保護具の選定を行う。

参考として既存のダイオキシン類濃度調査結果を示す(「9. 汚染物除染工事」を参照)。なお、工事着手時にこれらの結果を使用できない場合は、労働基準監督署と協議の上、自主測定を行う。

管理区分については、労働基準監督署と協議し、作業環境中及び付着物等のダイオキシン類濃度測定結果を基に設定する。また、除染後の管理区域の設定は、根拠を示して設定する。

- 1)ダイオキシン類汚染物調査結果及び作業環境測定結果等を基準にして、管理区域を決定する。
- 2)防護服、各種保護具類は、作業管理区域毎に決められたレベルの保護具以上のものを使用する。
- 3)作業前及び作業中の保護具の着用状況を確認する。
- 4)安全対策に墜落防止措置、足場設備等についても明記する。
- 5)ダイオキシン類分析結果等を作業員に周知し、現場に掲示する。
- 6)汚染除去作業を行う場合には、建屋や設備の目張り、シール類を適正に施工すると共に、当該箇所を仮設建設物(壁、天井等)または、ビニールシート養生により、密閉隔離する。
- 7)作業中及び作業後の保護具等に付着した汚染物の外部への持ち出し防止、飛散防止を徹底し、作業場の換気、集じん、作業場への出入時の汚染された粉じん等の除去(エアージャワー、または温水シャワー、靴付着物除去用設備等)、保護具等の着脱など機能を持った施設を設ける。
- 8)作業環境の粉じん濃度については正しく測定し、記録するとともに、異常があった場合には、直ちに対策を講ずる。
- 9)使用後の汚染された服、保護具の保管、管理を徹底する。
- 10)設備の外部保温に石綿材が使用されている場合には、この石綿の取扱い(作業環境の測定、飛散防止対策、保護具の着用、作業方法、処分方法等)について、関連法規や規則に従い、十分な安全対策を講ずる。

3. 解体工事の計画届

焼却施設解体工事については工事開始 14 日前までに、所定の様式及び必要事項を記載し、必要書類を添付して所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出る。

4. 労働安全衛生教育の実施

作業員の安全教育を徹底する。特にダイオキシン類に対する有毒性、対象施設に関連する試料のダイオキシン類濃度、ばく露防止対策、作業手順、保護具の使用と管理、事故時の措置等について十分な安全教育を実施する。安全教育は講習資格者による講習会を開き受講修了者に「講習修了証」を発行し、修了証を持たなければ作業をさせない等の措置をとる。

特別教育の時間は、4時間を標準とする。

5. 各種記録の保存

サンプリング記録、分析記録、呼吸用保護具の使用記録、各作業記録、点検記録、排気排水の記録、安全衛生教育に関する記録等を30年間記録保存する。

6. 作業員の健康管理

受注者は、本工事に従事する作業員に対し労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施するとともに、ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える作業員に対しては産業医の意見をふまえ、必要があると認められる場合に就業上の措置等を適切に行う。万一、事故または保護具等の故障により、ダイオキシン類に汚染された場合、また、これらを吸入した恐れのある場合には遅滞なく医師の診察または処置を行う。なお、この場合は必要に応じて当該労働者の血中ダイオキシン類濃度測定を受注者の責任において行う。これらは全て記録、保存しておく。

7. 調査・測定・分析

(1) 施工前

1) 設備内付着物及び堆積物中の追加測定

解体対象設備で3ng-TEQ/gを超える箇所が確認された場合、本解体工事にて所轄の労働基準監督署へ「計画届」を提出するまでに受注者が追加調査を行い、監督員等に報告するとともに届出時に報告可能とする。

(2) 除染施工後

除染工事後、3ng-TEQ/gを超えた設備の付着物ダイオキシン類濃度測定を行う。

(3) 設備施工中

設備解体工事中の作業区分ごとに、作業中1回以上、作業場所で空気中のダイオキシン類濃度測定を行う。また、作業中は作業場所の粉じんの濃度測定も行う。

(4) 設備解体撤去後

設備解体撤去後、管理区域解除を行うため、空気中のダイオキシン類濃度測定を行う。空気中のダイオキシン類濃度の測定結果が0.6pg-TEQ/m³以下であることを確認した後に管理区域を解除する。

(5) その他

解体工事に伴い発生した全ての廃棄物の種類について、適正な処理処分、再利用を行うために必要となる項目の調査を必要回数実施する。

8. 作業場所の分離・養生

- (1) ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離あるいはシートやパネル等による作業場所の養生を行う。
なお、建屋や設備の外部構造体が健全であるものについては、それらを養生設備として利用し、窓や開口部についてはビニールシート等で塞ぎ、仮設の効率化を図るとともに汚染物の飛散防止を計る。
- (2) 外部に設置する養生は、台風時に耐えうる構造とし、除染作業、解体作業を適切に行うことができる構造とする。
- (3) 養生設備の内部汚染が予測されることから、それらの仮設設備に由来する汚染廃棄物の排出量をできる限り削減する。
- (4) 外部が欠損している部分は、シートで補修し、ごみ焼却施設の屋根、外壁、内装を用いて、必要最低限の施工とする。
- (5) 保護具の脱着場は、作業場から隔離した場所に設け、汚染物が付着した粉じん等を事前に除去してから保護具の脱衣を行う。

9. 汚染物除染工事

(1) 解体作業管理区域

ばく露防止対策要綱に基づき解体対象設備（煙突）の汚染物・付着物のサンプリング調査結果及び追加調査結果を用いて解体管理区域を設定する。

ダイオキシン類濃度調査結果（参考）

（採取日：令和7年6月19日）

試料名	単位	ダイオキシン類濃度(毒性等量)		追加調査の 必要の有無
		測定結果	判定基準※	
煙突内付着物	Ng-TEQ/g	0.00018	3	×

※：判定基準は『金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令』による。

重金属類等溶出試験結果（参考）

（採取日：令和7年6月19日）

分析の対象	単位	試料名	判定基準※
		煙突内付着物	
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	検出されないこと
水銀又はその化合物		0.0005 未満	0.005 以下
カドミウム又はその化合物		0.02	0.09 以下
鉛又はその化合物		0.01 未満	0.3 以下
六価クロム化合物		0.04 未満	1.5 以下
砒素又はその化合物		0.01 未満	0.3 以下
セレン又はその化合物		0.02	0.3 以下
1,4-ジオキサン		0.05 未満	0.5 以下

※：判定基準は『金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）』による。

(2) 工事方法

除染は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守し、できる限り汚染廃棄物の排出量を削減する工夫を行うとともに、汚水、粉じん等の発生抑制に努める。

- 1) 設備内の堆積物及び付着物(灰、飛灰等)を先に除去する。
- 2) 作業方法は施工計画書に従い、実施する。
- 3) 作業場所は粉じんの発生防止、外部への飛散及び拡散防止、作業員への影響がないよう作業場所の養生、換気、除じん等に留意する。
- 4) 設備内の堆積汚染物(灰、飛灰等)などの取り出し方法(水散布、バキューム除去等)床、壁等の付着物除去方法(高压洗浄等)の決定を行い、実施する。
- 5) 汚染物除染作業ではコンクリート面、鋼材表面、耐火物表面の付着物をできるだけ残さないよう除去し、高压洗浄等による除去作業を行う。
- 6) 内部が汚染されているおそれのあるパイプ等の内部付着物及び付着物除去が著しく困難な部品等についても付着物除去方法の決定を行い、実施する。
- 7) 汚染物除染作業に使用した廃水は、廃水処理を行う。
- 8) 汚染物除染作業においては、溶断等加熱作業を一切行わない。
- 9) 設備の中のみでなく、汚染されているおそれがある外装面や付属機器及び建屋の鉄骨部、床、壁等の堆積物及び付着物についても全て除去する。

10. 汚染物除染結果の確認・報告

汚染物除染作業が完了した後、除去結果については、作業指揮者による焼却炉内の煉瓦、不定形耐火物、構造材料の表面の露出状況の確認を行い、付着物除去の状態を調べ、結果の記録、汚染除染作業前後の写真撮影、評価記録を作成し、総括安全衛生責任者等により付着物除去作業が十分に行われたことの確認を受ける。また、除去後、速やかに空気中の対象物質濃度の測定を行う。

第3節 有害物除去工事

1. 安全衛生管理体制の確立

解体作業に従事する作業者の安全を確保するため、「石綿障害予防規則」に準拠した安全衛生管理体制を整備する。

2. 施工計画書の作成

解体工事前に施工計画書(有害物除去工事、解体方法、作業の概要、使用する保護具類の内容及び管理、除去後の有害物管理方法等)の作成を行う。「石綿障害予防規則」を遵守し、適切な作業レベルと保護具の選定を行う。

3. 解体工事の計画届

有害物除去工事にあたり、労働安全衛生法第88条、石綿障害予防規則第5条に定めるところ

により、耐火建築物や準耐火建築物での吹き付け石綿の除去作業を行う事業者は、工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に遅滞なく届け出る。また、石綿を含む保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業、封じ込め、または囲い込みの作業、保温材・耐火被覆材・断熱材以外の吹き付け石綿の除去作業を行う場合は、工事開始前までに管轄する労働基準監督署に遅滞なく届け出る。

なお、大気汚染防止法に基づき、アスベスト含有建材等(石綿が0.1重量%を超えて含有しているもの)が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、事前に県等に届出を行い、石綿飛散防止対策(作業基準の遵守)を実施する。

4. 労働安全衛生教育の実施

受注者は、吹き付け石綿の除去等の作業に従事する労働者に、作業員の安全教育を徹底する。特に石綿の毒性、石綿を含む製品の使用状況、石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置、保護具の使用法、石綿を含む製品のばく露防止に関し必要な事項について十分な安全教育を実施する。特別教育の時間は、4.5時間を標準とする。

安全教育は講習資格者による講習会を開き受講修了者に「講習修了証」を発行し、修了証を持たなければ作業をさせない等の措置をとる。

5. 各種記録の保存

サンプリング記録、分析記録、呼吸用保護具の使用記録、各作業記録、点検記録、排気排水の記録、安全衛生教育に関する記録等を40年間記録保存する。

6. 作業員の健康管理

受注者は、石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際及びその後6か月以内ごとに1回、また、常時従事させたことのある労働者で現で使用しているものに対し、6か月以内ごとに1回、それぞれ定期的に石綿に関する石綿健康診断を行わせる。健康診断(定期のものに限る)を行った時は、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しなければならない。

万一、事故または保護具等の故障により石綿を吸入した恐れのある場合には遅滞なく医師の診断または処置を行う。なお、この場合は必要に応じて当該労働者の石綿健康診断を受注者の責任において行う。これらは全て記録、保存しておく。

7. 調査・測定・分析

(1) 施工前

吹き付け石綿の除去作業を行う事業者は、作業を行う時は、あらかじめ石綿の使用の有無を目視、設計図書などにより調査し、その結果を記録する。調査の結果、石綿の使用の有無が不明の場合は、分析調査をし、その結果を記録しておく。

また、これらの調査を終了した日、調査の方法、結果の概要について、作業場の見やすい箇所に提示する。

作業場所及び室外の空気中の石綿粉じん濃度を測定する。石綿粉じん濃度測定の時期等は、

国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年度版)・同解説(令和5年度版)を参照する。

(2) 施工中

有害物除去工事の際、作業中の空気中の石綿濃度測定は、設備基準によって管理されているため、測定を要さないが、必要に応じて自主的に測定する。

(3) 施工後

作業場所の空気中の石綿濃度を測定し、基準以下であることを確認する。なお、詳細数量は、所轄の労働基準監督署との協議によるものとする。

8. 作業場所の分離・養生

- (1) 作業場所は、プラスチックシートを用いる方法等により隔離養生する。養生に使用するプラスチックシートは、破損防止のため、十分な強度を有するものを使用する。シートの厚さは、壁面に使用する場合 0.08mm 以上、床に使用する場合 0.15mm 以上のものを2枚重ねとする。
- (2) 隔離養生は、外部への石綿の飛散を防止するため、前室(セキュリティーゾーン)への出入口以外の扉、窓、換気口、空調吹出口等の石綿を外部へ飛散させるおそれのある箇所はすべて目張りをして室内を密閉する。
- (3) 飛散防止措置として、建物外壁に接して隔離を行う場合、ガラス窓があれば窓を封鎖し、外壁や窓面の内側を隔離して除去作業を行う。一方、直接外部に面して開放された開口部を隔離する場合は、通常の隔離養生では風圧によって隔離養生が破損し、石綿が飛散するおそれがあるため、建物外周に足場を組み立て、防音パネルや防災シート、メッシュシートで養生する方法、開口部を防災シートやメッシュシートで封鎖する方法等を実施し、さらに内部の作業場は別途隔離養生を行う。
- (4) 作業場所内部に残る設備等の石綿粉じんの付着防止養生として作業場所に固定され移動することができない機械設備(エアコン等空調機械、制御盤類、照明器具等)、什器備品類等がある場合、石綿が付着しないようプラスチックシートで覆う。なお、作業中に作業者が接触すること等によりプラスチックシートを破損するおそれのある角部は、あらかじめクッション材(ウェス、エアキャップ等の養生材)を用いて覆う等の対策をする。移動可能なものは、原則として作業場所へ搬出する。
- (5) 養生設備の内部汚染が予測されることから、それらの仮設設備に由来する汚染廃棄物の排出量をできる限り削減する。
- (6) 保護具等の脱着場は作業場から隔離した場所に設け、付着した汚染物を事前に除去してから保護具の脱衣を行う。
- (7) 除去作業終了後、空気中の石綿濃度の測定を行い、基準以下であることを確認した後に、養生等を解体する。

9. 有害物除去工事

(1) 作業場所及び作業レベル

事前調査による石綿含有製品の使用実態を確認後、作業レベルを決定し、原則として「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」に記載の作業レベルを準用する。

既存図書調査による石綿含有建材等の状況は、下表及び添付資料②事前調査結果で示しているとおりであるが、受注者は大気汚染防止法第18条の15に基づき事前調査を実施し、結果を監督員に報告するとともに県へ報告する。

測定、分析を行う場合は、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者が行う。

既存の石綿含有建材等の調査結果

場所	採取部位	資料名	石綿含有の有無	石綿の種類	レベル分類
管理棟	屋根	アスファルト露出防水	無し	—	3
管理棟	外壁（軒（庇）裏含む）	吹付タイル	無し	—	仕上塗材
管理棟	軒裏（玄関前）	フレキシブルボード	有り	クリソタイル	3
管理棟 電気室	床	ビニールアスベストタイル	無し	—	3
管理棟 電気室	巾木	ビニールソフト巾木	有り	クリソタイル	3
管理棟 電気室	壁	モルタル＋塗装	有り	クリソタイル	仕上塗材
管理棟 水質試験室	天井	プラスターボード＋石綿吸音板	有り	クリソタイル	3
管理棟 浴室	床・壁	タイル下地	無し	—	3
管理棟	ドア・窓周り	シーリング材	無し	—	3
管理棟 宿直室	壁	新京壁塗	無し	—	仕上塗材
処理棟	屋根	シート防水	無し	—	3
処理棟	外壁（軒（庇）裏含む）	アクリルリシン吹付	無し	—	仕上塗材
処理棟 焼却炉室・乾燥機室	床	防水モルタル	無し	—	仕上塗材
処理棟 焼却炉室・乾燥機室	壁	モルタル＋塗装	有り	クリソタイル	仕上塗材
処理棟 搬入車床	壁	アクリルリシン吹付	無し	—	仕上塗材
処理棟 ブロワー室	壁・天井	岩綿吹付	無し	—	1
処理棟 ブロワー室	ダクト部	保温材	無し	—	2
処理棟 受付室	天井	フレキシブルボード	有り	クリソタイル	3
処理棟 便所	床・壁	タイル下地	無し	—	3
処理棟	ドア・窓回り	シーリング材	有り	クリソタイル	3
処理棟	煙突内壁	ニューカボスタック	有り	クリソタイル	2
処理棟・管理棟	配管・機器接合部	ガスケット・パッキン	有り	みなし	3
車庫	壁・天井	スレート波板	有り	みなし	3

(2) 工事方法

1) 石綿含有吹付け材(レベル1)

石綿含有吹付け材の対策には、除去工法、封じ込め工法、囲い込み工法の各工法があり、その除去工法は適切なものを選定し、各工法に応じた仮設備、養生方法等により適正に除去を行う。

2) 石綿含有保温材等(レベル2)

石綿含有保温材等の除去には、部分的にある断熱材、保温材等を配管やダクトごと除去する方法とグローブバック方式によりシール材等のその部分だけを除去する方法等があり、種類・形状等に応じて適切なものを選定し、各工法に応じた仮設備、養生方法等により適正に除去を行う。やむを得ず、引き剥がし、掻き落とし作業が必要な場合はレベル1相当の作業環境で作業を実施する。

3) 石綿含有成形板等(レベル3)

石綿含有成形板等は、種類・形状も多様で硬い材料がほとんどであり、通常そのままの状態では石綿粉じんが飛散するものではない。しかし、切断や破砕により石綿等の粉じんが発散することから、出来る限り切断や破砕等を行わないように手作業で解体することが原則である。「散水・手バラシ」が基本である。

4) 石綿含有仕上塗材

石綿含有仕上塗材の除去は、仕上塗材の種類、仕上塗材層の劣化程度、仕上塗材層の処理の程度、仕上塗材の除去効率、粉じんの発生程度、作業場の隔離養生の要否、施工費等の諸条件を考慮して、適切な処理工法を選定し、各工法に応じた仮設備、養生方法等により適正に除去を行う。

5) 留意事項

除去にあたっては、下記の事項について、留意する。

- ①必要に応じて、近隣向けに事前調査結果の掲示を行う。
- ②必要に応じて、近隣向けに工事実施の掲示を行う。
- ③周辺の養生としては、床養生のほかに大気汚染に留意して開口部をシート等により塞ぐ等の措置を講じる。
- ④湿潤化は、薬液等を使用し、粉じん飛散の程度に応じて適量散布する。
- ⑤取り外した特定建築材料は、直ちにプラスチック袋またはシートに梱包する。なお、埋立処分にあたっては、薬剤による安定化のうえプラスチック袋等による二重梱包しなければならない。
- ⑥万一、欠け、破砕等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包するとともに高性能真空掃除機により清掃する。
- ⑦養生の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて飛散抑制剤または飛散防止処理剤を散布したうえ二重梱包し、除去した特定建築材料とともに特別管理産業廃棄物として処理する。
- ⑧作業前に、通勤着を専用の作業衣に着替え、石綿則に定められている呼吸用保護具を使用する。

6) 石綿含有建築用仕上塗材の除去

建築用仕上塗材の除去は、仕上塗材の種類、仕上塗材層の劣化程度、仕上塗材層の処理の程度、仕上塗材の除去効率、粉じんの発生程度、作業場の隔離養生の要否、施工費等の諸条件を考慮して、処理工法中から適切なものを選定し、各工法に応じた仮設備、養生方法等により適正に除去を行う。

10. 有害物除去結果の確認・報告

有害物除去作業が完了した後、除去結果については、作業指揮者による確認を行い、有害物除去の状態を調べ、結果の記録、有害物除去前後の写真撮影、評価記録を作成し、総括安全衛生責任者等により有害物除去作業が十分に行われたことの確認を受ける。また、除去後、速やかに空気中の対象物質濃度の測定を行う。

第4節 機械・電気・配管設備の解体撤去工事

- (1) 汚染物除染及び有害物除去を行った後の処理棟、管理棟の機械設備、配管設備、電気・計装設備、その他の機械設備、機械架構及び点検歩廊等及び施設敷地内の埋設配管、ケーブル等の解体撤去工事を実施する。
- (2) 解体した配管材料、電線類、機器及び盤類は分別し、再資源化に努める。なお、配管設備における配管パッキングについては、アスベストの含有の恐れがあるため、事前確認の上、適切に処理・処分を行う。

第5節 土木・建築物の解体撤去工事

- (1) 汚染物除染及び有害物除去した後に管理区域を解除した一般解体として解体する。
- (2) 作業場所の粉じん飛散防止、防音などのために仮設養生等を行い、粉じん防止対策、防音対策等に十分留意する。
- (3) 解体作業は、散水を十分に行い、ごみ、埃、騒音等を極力出さずに、構造物を撤去する。埋戻材は、土壤汚染対策法における汚染状態に関する基準に適合したものとする。
- (4) 建築物等の解体に当たっては、地下水の影響を抑制する必要がある場合には、山留め、水替え等の対策工事を実施する。また、対策工事の現場復旧を行う。
- (5) 地下構造物解体

地下水槽等の地下構造物（基礎及び基礎杭を含む）は、解体撤去する。杭の撤去に際しては、当該施設の杭及び地質状況や経済性などから適正な工法を選定した結果を提出し、承諾を得ること。承諾を得たうえで、選定した工法で撤去ができない杭が確認された場合においても、受注者の責任において工法を見直したうえで、工事を実施することを原則とする。

基礎杭撤去跡の埋戻に使用する材料は、地下水に影響がない材料を選定し使用すること。なお、使用材料の選定に際しては、組合の承諾を得ること。

- (6) 掘削土

掘削土については、飛散防止及び流出防止の措置を講じた後、現地に仮置きし、場外搬出せず、埋戻材として再利用する。埋戻材が不足する場合は、購入土（真砂土）等を使用する。

購入土については、購入元、土質試験結果、汚染土壌ではない証明を承諾書類に添付すること。埋戻に際しては、熊本県土木工事共通仕様書に則り、締固めを十分に行うこと。

(7)庭石、草木等の撤去

敷地範囲内にある庭石、植栽、雑草等はすべて撤去する。縁石については、アスファルト舗装範囲は残しとする。

(8)門・囲障解体撤去

①門扉

門扉はすべて残しとする。

②フェンス

外周のフェンスは門扉～車庫の区間（フェンス：緑色）約20mを除き、すべて撤去とするが、市道側のフェンスについて間知ブロックに影響がある範囲については、フェンスの柱の根本部分で切断し基礎は残しとし、表面はモルタル補修し平らに仕上げる。

③受入室出口付近ガードレール

受入室出口付近のガードレールはすべて撤去とする。

(9)工作物解体

施設北側（市道側）の間知ブロック積については残しとする（市道側の間知ブロックについて、受水槽から出ている溢水管は間知ブロックの前後で切断して閉塞）。

施設南側（河川側）の間知ブロック積についてはすべて撤去する。なお、撤去時の場内の雨水排水施設が崩れないよう整形する。なお、解体工事に支障がある場合は、対応について設計時に協議を行い、復旧等の必要な対応を行うこと。処理棟受入室入口付近の敷地内段差に設置してある間知ブロックについても基本的に残しとしとするため、破損した場合は復旧する。

(10)舗装解体

場内アスファルト舗装（表層、上層路盤、下層路盤）、予備貯留槽側コンクリート張り（表層、路盤）についてはできる限り残しとする。なお、残しとする範囲については、解体工事に支障がある場合は、対応について設計時に協議を行う。基本的に解体影響範囲内において舗装（表層）が破損した箇所については碎石等で敷き均しを行い、雨水が速やかに排水されるようにするなど必要な対応を行うこと。

(11)雨水排水施設解体

雨水排水施設については以下のとおりであるが、処理棟側にある場内L字溝及び柵（No.1～3、9）を除いて残しとする。なお、残しとする範囲については、解体工事に支障がある場合は、対応について設計時に協議を行う。なお、雨水排水先については排水機場設置に伴いルート変更が行われている。

【存置】雨水放流管、雨水放流柵、市道側U字側溝、雨水放流柵接続の配管

門扉付近場内のU字側溝（グレーチング）場内L字溝及び柵（No.4～12）

場内L字溝及び柵（No.13～20）

【撤去】場内L字溝及び柵（No.1～3、9）、管理棟廻りの雨水排水側溝・配管

(12)井戸設備

場内に2箇所ある井戸設備（ポンプ・配管共：深井戸）について、井戸材（管）等は、ケーシングを全て撤去し、周辺地盤から2mの範囲と、その周辺の機器、基礎コンクリート、配管材等すべての設備を撤去し、良質土等で周辺地盤まで埋め戻す。

- ・井戸設備（処理棟側）深さ：約 50m
- ・井戸設備（車庫側）深さ：約 50m（処理棟側と同じ深さであると想定）

(13)放流管

埋設されている現況放流管（φ100、延長約 20m、埋設配管底部 0.5m程度）については全て撤去する。また、排水機場設置に伴い現在使用されていない埋設放流管（φ100、延長約 167.5m、埋設配管底部：GL-1.5～3m）のうち、敷地内の放流管は撤去する。必要に応じて河川管理部局と施工方法について調整をしたうえで施工すること。

(14)その他設備

構内柱及び付属設備、外灯、埋設ケーブル、給水管（量水器含む）、排水管、重油タンク基礎など敷地内にあるその他の設備をすべて撤去する（存置する雨水排水管等を除く）。なお、予期せぬ地中障害物が確認された場合には、監督員と協議の上、対処する。

(15)粉じん、飛散防止、仮排水

解体時における解体材の破片や粉じんを防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生、仮囲いの設置、散水、雨水等の仮設ポンプによる排水（濁水は、沈砂池を設け上澄水のみを排水とする。）等の措置を講ずる。

(16)騒音・振動対策

構造物の状況や工事現場周辺の環境条件を検討した上で騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行う。

(17)石綿・特定化学物質対策

有害除去工事とは別に石綿を含有するおそれがある建材等及び特定化学物質を含有する耐火物、建材等が確認された場合には、必要となる調査を行い、関係法令を遵守し、適切な処理方法を選定する。また、処理工事により発生した石綿及び特定化学物質を含有する廃棄物については、関係法令等を遵守して処理する。

(18)その他有害物質対策

その他、フロン、水銀、PCB等の有害物質を含有する可能性がある機器等が確認された場合には、必要となる調査を行い、関係法令を遵守し、適切な処理方法をを選定する。

また、処理工事により発生したその他の有害物質を含有する廃棄物については、関係法令等を遵守して処理する（低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、PCB 特措法において令和 9 年(2027 年)3 月 31 日で終了することを考慮すること）。なお、PCB については、低濃度含有の電気設備等の処理・処分費は本工事に含むこと。事務手続きは別途行う。なお、PCB 特別措置法の保管状況等の届出に必要な資料を作成する。

(19)危険物解体

解体工事にガスバーナー等を用いた切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じる。また、火薬等を使用して解体することは、原則として認めない。

(20)場内焼却

発生材その他は、現場内において絶対に焼却してはならない。

第6節 廃棄物及び解体材の分別・処理

(1) 廃棄物及び解体材の分別・処理

- 1) 本工事で発生する廃棄物や解体材（以下、「解体廃棄物」という。）については、ダイオキシン類や石綿等の有害なものを含むものと含まないものに分けて適切に処理・処分を行う。
- 2) 有害なものを含む解体廃棄物は、処理するまで一時保管する場合には密閉容器に入れておく。
- 3) 有害なものを含む解体廃棄物の一時保管、処理等で使用する場所については、土壤に染み込んだり、他の場所へ飛散したりしないよう対策を講じる。
- 4) 排水処理に伴って発生した汚泥（凝集沈殿物）については、必要な分析を行い、適切な処理・処分を行う。
- 5) 解体廃棄物は、極力リサイクルを行うものとする。
- 6) 解体廃棄物は全て受注者の責任において、場外処分を行う。（マニフェストシステムにより管理）
- 7) 解体廃棄物とは、主に次に示すものとする。
 - ① 金属くず（有価物を除く）
 - ② 残留物等
（解体前に点検し、先に取り出し適正に処理・処分する。）
 - ③ アスファルトがら（リサイクル対象物を除く）
 - ④ コンクリートがら（リサイクル対象物を除く）
 - ⑤ 廃石綿
（規定された袋に袋詰のうえ、適正に処理・処分する。）
 - ⑥ 廃プラスチック類
 - ⑦ ガラス・陶器くず
 - ⑧ 木くず等
 - ⑨ 廃石膏ボード
 - ⑩ 廃 ALC・サイディング
 - ⑪ 灰・洗浄水・洗浄汚泥
 - ⑫ 作業使用後の防護服、保護具等
（受注者の責任において適正に処理する。）

(2) その他

- 1) 蛍光灯、バッテリー、フロン、ハロン、消火器、安定器等の有害物質を含むものは、原則、関係法令を遵守の上、受注者の責任において適切に処理・処分を行う。

第4章 付帯業務

第1節 環境調査

工事期間中は、大気汚染、土壌汚染には十分に配慮し、近隣周辺へ支障が生じないように計画し、施工しなければならない。

このため、汚染物除染工事、有害物除去工事に伴い、作業前、作業後、養生撤去前、養生撤去後に工事区画ごとに行うものとする。その他、工事に際し近隣周辺へ支障が生じる可能性があるため調査が必要な事項があれば受注者の負担にて実施する。

調査結果等により、万一損傷、汚染が生じた場合には、速やかに監督員へ報告を行い、受注者の負担で復旧するものとする。

工事期間中の環境調査については、以下の解体作業に伴う測定概要を基本に、本工事实施にあたり、不足がないよう環境調査一覧表を参考に各社提案すること。

環境調査一覧

区分	項目
事前調査費	内容、対象物、地点数、測定時期・頻度、検体数など
工事中調査費	
汚染物除染、有害物除去完了確認調査	
事後調査費	
廃棄物調査費	

(解体作業に伴う環境調査の測定概要)

- ・ 除染後の付着物の測定 (汚染物除染)
- ・ 仮設排水処理設備の処理水・処理汚泥の測定 (汚染物除染)
- ・ 負圧集じん機出口での粉じん濃度、管理区域差圧、仮設排水処理設備の濁度の連続測定
- ・ 施工中・施工後の作業環境測定 (汚染物除染)
- ・ 施工開始前・施工後周辺大気測定
- ・ 施工開始前・施工後土壌 (標準砂) の測定
- ・ 施工前・施工中の周辺騒音・振動測定
- ・ 施工前・施工中・施工後の石綿測定 (有害物除去)
- ・ その他必要な調査

(作業員血中濃度、アスベスト含有建材調査、ダイオキシン類追加調査等)

第5章 跡地整備工事

第1節 跡地整備工事

本工事では、解体跡地として、「添付資料 ①基本計画図 2.撤去後完成図」を参考にして受注者にて整地案を検討し、発注者と協議し、承諾を得たうえで整備する。

なお、工事を進めるにあたり、盛土規制法や河川保全区域の事前協議が必要な場合は対応すること。

また、整地後に敷地境界杭の復旧（敷地境界に擬木を設置）を行う。境界杭の位置を示した図面も作成すること。

(1) 整備方針

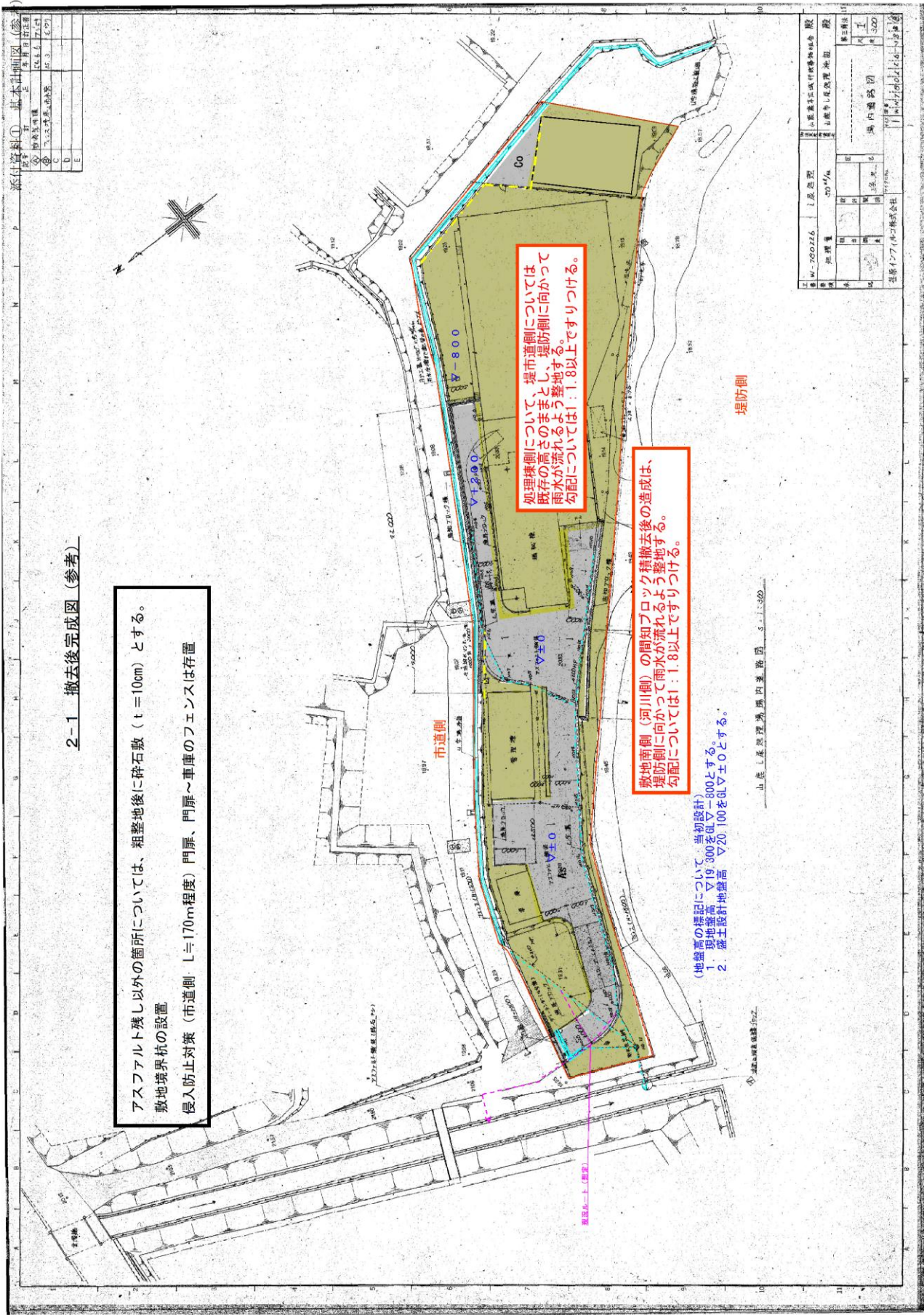
- 1) 既存アスファルト舗装・予備貯留槽側のコンクリート張りは可能な限り残しとする。
- 2) 雨水排水について、舗装を残しとする範囲については、既存の雨水排水側溝等を通じて雨水を排水する。
- 3) 舗装を残しとする範囲外の敷地内の雨水は市道側に流れないように必要となる措置を講ずるものとする。整地については、市道側については既存の高さのままとし、堤防側に向かって雨水が流れるよう整地する。勾配については1:1.8以上ですりつける。
- 4) 敷地南側（堤防側）の間知ブロック積を撤去した箇所の整地についても、堤防側に向かって雨水が流れるよう整地する。勾配については1:1.8以上ですりつける。
- 5) アスファルトを残しとする箇所以外の跡地は原則としてすべて土で粗整地後に砕石敷（ $t = 10 \text{ cm}$ ）で整地し、工事終了後も強風等による砂の拡散、降雨による砂の流出等を抑えるよう考慮する。整地土が不足する場合は購入土（真砂土）を使用すること。
- 6) フェンスを残しとする門扉～車庫の区間約20mを除く、市道側（ $L \approx 170\text{m}$ を想定）については、侵入防止対策を講じる。

(2) 撤去後完成図

次頁以降及び「添付資料 ①基本計画図 2.撤去後完成図」を参照とする。

2-1 撤去後完成図 (参考)

アスファルト残し以外の箇所については、粗整地後に砕石敷 (t = 10cm) とする。
 敷地境界杭の設置
 侵入防止対策 (市道側 L ≒ 170m程度) 門扉、門扉～車庫のフェンスは存置



処理棟側について、堤市道側については
 既存の高さのままとし、堤防側に向かって
 雨水が流れるよう整地する。
 勾配については1:1.8以上ですりつける。

敷地南側 (河川側) の間知ブロック積撤去後の造成は、
 堤防側に向かって雨水が流れるよう整地する。
 勾配については1:1.8以上ですりつける。

(地盤等の確認)について、当初設計
 1. 現地調査 $\nabla 19,300$ を $\nabla 800$ とする。
 2. 盛土設計地盤高 $\nabla 20,100$ を $\nabla 10$ とする。

堤防側

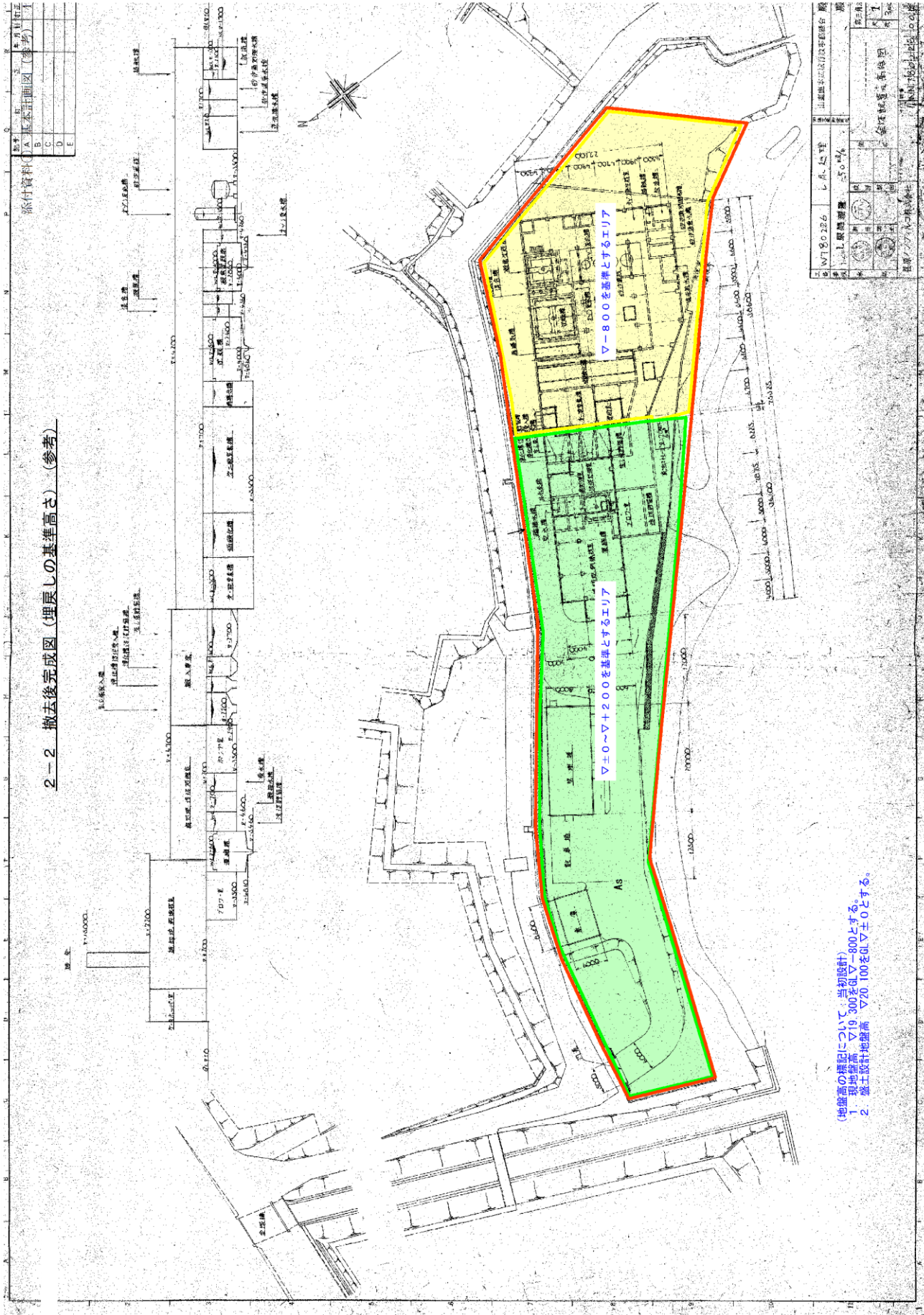
山鹿し尿処理場跡内差路図 5-1-1-20

添付資料① 基本計画図 (参考)

記号	内容	頁
A	敷地境界杭	14
B	アスファルト残し	15
C	アスファルト敷	16
D		
E		

図名	山鹿し尿処理場跡内差路図
図号	5-1-1-20
縮尺	1/500
作成者	株式会社 山鹿建設
作成日	2024.10.15
承認者	山鹿建設 代表取締役 山鹿 隆夫
承認日	2024.10.15

2-2 撤去後完成図 (埋戻しの基準高さ) (参考)



(地盤高の標記について、当初設計)
 1. 現地部高 $\nabla 19.300$ を以 $\nabla -800$ とする。
 2. 盛土設計地盤高 $\nabla 20.100$ を以 $\nabla 0$ とする。

添付資料

A	基本計画図 (参考)
B	
C	
D	
E	

図名	撤去後完成図 (埋戻しの基準高さ)
図号	2-2
縮尺	1/500
作成者	〇〇〇
承認者	〇〇〇
作成日	〇〇/〇〇/〇〇